新潟市産後ケア事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、産後早期に家族等から家事・育児等の援助が受けられず、育児支援を必要とする母子を対象として、心身のケアや育児のサポートを行い、安心して子育てができる体制の整備を目的とした新潟市産後ケア事業（以下「本事業」という。）を実施する際に、必要な事項を定める。

（実施主体等）

第２条　本事業の実施主体は、新潟市とする。ただし、別表１に掲げる要件を満たす者に、本事業を委託して行う。（以下「事業者」という。）

２　本事業を受託しようとする者は、新潟市産後ケア事業実施事業者指定申請書（新規・変更）（別記様式第１号）を市長に提出する。

３　市長は、前項の申請を受理したときは、内容を審査し速やかに指定するか否か決定し、新潟市産後ケア事業実施事業者指定（承認・否承認）通知書（別記様式第２号）により、事業者に通知するものとする。

４　市長は、事業者を指定したときは、要件に適合しているか適宜現地確認を実施する。

５　事業者は、同条第２項により申請した内容に変更がある場合、新潟市産後ケア事業実施事業者指定申請書（新規・変更）（別記様式第１号）により変更申請を市長へ提出するものとする。

６　事業者は、本事業の一部又は全部の実施を辞める場合、新潟市産後ケア事業実施事業者辞退届（別記様式第３号）を市長に提出するものとする。

（利用対象者）

第３条　本事業の対象者は、新潟市に住所を有する者であり、家族などから十分な家事、育児の援助が受けられない産婦及び生後６か月未満（出生の体重が２，５００グラム未満の場合は修正月齢で６か月未満）の児で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、母子ともに医療行為が必要でない者に限る。

（１）産後に心身の不調又は育児不安等がある者

（２）その他、特に支援が必要と認められる者

２　前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は対象者とすることができる。

（サービスの内容）

第４条　本事業により提供するサービスは、次に掲げる内容とする。

（１）宿泊ケア

本事業を利用する母子（以下「利用者」という。）を宿泊させ、母親の心身の回復及び母体のケア並びに乳児のケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施する。

（２）デイケア

利用者を日帰りで利用させ、母親の心身の回復及び母体のケア並びに乳児のケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施する。

（３）訪問ケア

利用者の自宅に助産師等が訪問し、母親の心身の回復及び母体のケア並びに乳児のケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施する。

２　実施する母体のケア及び乳児のケア、今後の育児に資する指導等は、次に掲げる内容とする。

（１）産後の母体管理及び生活面の指導、栄養指導

（２）乳房手当、乳房トラブルに関する相談

（３）授乳方法

（４）沐浴方法

（５）発育・発達に関すること
（６）体重・排泄の観察
（７）スキンケアに関する相談
（８）母の不安等に関する相談
（９）在宅での子育てに関する相談及び指導
（10）その他必要とする保健指導

（利用期間）
第５条　本事業の利用日数は、１回の分娩につき、宿泊ケアは７日、デイケア及び訪問ケアについては通算して７日（回）とする。宿泊ケアの日数の算定にあたっては、１泊２日を最小単位とし、実施の初日及び最終日は、それぞれ１日と数える。複数の施設を連続して利用する場合は、重複する日（前に利用した施設における最終日、また、後に利用した施設における初日）は、１日と数える。
２　全てのサービス日（回）数を使用した利用者の心身の状況により、引き続き利用が必要と認められる場合、市長は前項の規定にかかわらず、さらに通算７日（回）を限度として延長することができる。

（利用時間）
第６条　宿泊ケアの利用時間は、初日の入所時間を１０時、最終日の退所時間を１０時とし、産婦には３食の食事提供を原則とする。ただし、入所時間及び退所時間は利用者の希望をふまえて事業者が変更できるものとする。
２　デイケアの利用時間は、利用者の希望する６時間とし、産婦には１食の食事提供を原則とする。
３　訪問ケアの利用時間は、利用者の希望する（連続する）９０分とすることを原則とする。

（利用の申請及び決定）
第７条　本事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、原則開始日の１０日前までに、新潟市産後ケア事業利用申請書（別記様式第４号）（以下「申請書」という。）を、市長に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、その限りではない。
２　生活保護法の規定による被保護世帯（以下「生活保護世帯」という。）及び当該年度（４月及び５月に利用する場合は前年度）の個人市民税が非課税の世帯（以下「市民税非課税世帯」という。）については、市長にそれを証する書類を届け出ることにより、自己負担額の減額を受けることができる。
３　市長は、前項の規定にかかわらず、申請者の同意を得たうえで公簿等により生活保護世帯又は市民税非課税世帯と確認できるときは、当該書類の提出を省略できる。
４　市長は、申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、利用の可否を決定するとともに、新潟市産後ケア事業利用決定通知書（別記様式第５号）（以下「決定通知書」という。）または、新潟市産後ケア事業利用却下通知書（別記様式第６号）により、申請者に通知するものとする。

（利用延長の申請及び決定）
第８条　申請者が利用期間の延長を希望する場合、新潟市産後ケア事業延長利用申請書（別記様式第７号）（以下「延長申請書」という。）を第７条に基づいて市長に提出するものとする。
２　市長は、延長申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、利用の可否を決定するとともに、新潟市産後ケア事業延長利用決定通知書（別記様式第８号）（以下「延長決定通知書」という。）または、新潟市産後ケア事業延長利用却下通知書（別記様式第９号）により、申請者に通知するものとする。

（利用日数上限の管理）
第９条　市長は第７条第４項の規定による決定通知書または、第８条第２項の規定による延長決定通知書とともに、新潟市産後ケア事業利用管理票（別記様式第１０号）（以下「管理票」という。）を利用

者に交付する。
２　利用者は、利用の際に決定通知書とともに管理票を事業者に提示するものとする。

（取消）
第１０条　市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用決定を取り消すことができる。
（１）　この要綱に違反したとき
（２）　偽りその他不正の手段で利用決定を受けたとき
（３）　事業者に非行があったとき
（４）　その他市長が利用を不適当と認めたとき
２　市長は、前項の規定により利用を取り消した場合、新潟市産後ケア事業利用取消通知書（別記様式第１１号）により利用者に通知する。

（利用料）
第１１条　利用料は、事業者が別途定めることとする。

（自己負担額）
第１２条　利用者は、当該事業に要する費用の一部を負担しなければならない。負担する費用は、別表２に定める額とし、事業者に直接支払うものとする。ただし、各サービスにおける初日及び初回の利用に限り、自己負担額は生じない。
２　本事業を利用する乳児が多胎児の場合、利用者は、事業者が定める乳児の2人目以降が利用する場合の利用料（以下「多胎児加算」という。）は、別表4に定める上限額を超えた額を負担しなければならない。 ただし、各サービスにおける初日及び初回の多胎児加算は、市長が事業者に支払うものとする。
３　利用者は、第４条及び第６条に規定するサービス以外の提供を求めた場合、自己負担額のほかに別途費用を事業者に支払うものとする。

（委託料）
第１３条　市長は、利用料から別表２に定める自己負担額を除した額を委託料として事業者に支払う。ただし、その上限額は別表３とする。
２　市長は、利用に係る乳児が多胎児の場合、各サービスにおける初日及び初回の多胎児加算の額を前項に規定する委託料の額に加算して支払い、2回目以降は、別表4に定める上限額を委託料として事業者に支払う。

（キャンセル料）
第１４条　市長は、利用者から事業者へキャンセルの連絡が利用日の前日１７時までになかった場合、１日分の利用料の５０パーセントを委託料として事業者に支払うものとする。ただし、別表２の１日（回）目に定める額の５０パーセントを上限とする。
２　事業者は、事前の同意に基づき、利用者よりキャンセル料を徴収できることとする。ただし、地震、水害、その他の災害等、利用者の責に帰すべきものではない事由により連絡できなかった場合については、この限りではない。

（実施報告）
第１５条　事業者は、新潟市産後ケア事業利用実績報告書を作成し、市長へ報告するものとする。
２　事業者は、本事業終了後も、継続的に支援が必要な利用者について、任意の情報提供書にて市長へ報告すること。

（委託料の請求及び支払）
第１６条　事業者は、本事業の委託料の請求について、請求書及び市長が必要と認める書類により、市

長へ請求するものとする。
２　市長は、前項に基づき費用の請求を受けたときは、その請求内容を審査し３０日以内に事業者に支払う。
３　本事業の請求の対象は、利用者が第７条により申請した日以降に利用したサービスとし、それ以前に利用したサービスについては本事業の対象としない。

（個人情報の保護）
第１７条　事業者は、事業を実施するにあたって、個人情報の漏洩を防止するとともに、実施担当者には守秘義務を課すなど、別に定める「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

（報告及び調査）
第１８条　市長は、事業者による事業の実施状況について、必要に応じて報告を求め、現場の実地調査を行い記録その他必要書類の調査をさせることができる。

（その他）
第１９条　この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則
この要綱は、平成８年７月１日から実施する。
附　則
この要綱は、平成１４年４月１日から実施する。
附　則
この要綱は、平成１５年４月１日から実施する。
附　則
この要綱は、平成１６年４月１日から実施する。
附　則
この要綱は、平成１９年４月１日から実施する。
附　則
この要綱は、平成２９年４月１日から実施する。
附　則
この要綱は、令和元年５月１日から実施する。
附　則
この要綱は、令和２年４月１日から実施する。
附　則
この要綱は、令和３年４月１日から実施する。
附　則
この要綱は、令和４年４月１日から実施する。
附　則
この要綱は、令和５年４月１日から実施する。
附　則
この要綱は、令和６年４月１日から実施する。

（別表１）　委託要件

宿泊ケア要件

項目	項目の基準
業務実施体　　制	管理者を１名配置できる。
	助産師・保健師・看護師のいずれかを１名以上配置できる。
	看護職を２４時間常駐することができる。
	出産後４か月頃までの、母子を受け入れる際、助産師の配置ができる。
	緊急時も施設が無人とならずに体制を確保できる。
	事故や災害等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定めている。
運営基準	利用人員は２０名を上限としている。
	食事の提供を３食できる。
	食品衛生に十分配慮している。
	利用期間中は身体回復に配慮したもの。また、帰宅後の生活の参考になるような食事提供ができる。
設備基準	ベッド又は寝具を備えた居室がある。
	居室が相部屋の場合、月齢の組み合わせ等配慮し、パーテーション等により母子ごとに占有区画を設けることができる。
	カウンセリング室がある。
	乳児の保育を行う部屋がある。
	入浴施設及び沐浴施設がある。
	換気・採光・照明・防湿及び防水・排水設備を有する。

デイケア要件

項目	項目の基準
業務実施体　　制	管理者を１名配置できる。
	助産師・保健師・看護師のいずれかを１名以上配置できる。
	出産後４か月頃までの、母子を受け入れる際、助産師の配置ができる。
	緊急時も施設が無人とならに体制を確保できる。
	事故や災害等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定めている。
運営基準	食事の提供を１食できる。
	食品衛生に十分配慮している。
	利用期間中は身体回復に配慮したもの。また、帰宅後の生活の参考になるような食事提供ができる。
設備基準	ベッド又は寝具を備えた居室がある。
	カウンセリング室がある。
	乳児の保育を行う部屋がある。
	沐浴施設がある。

訪問ケア要件

項目	項目の基準
業務実施体制	管理者を１名配置できる。
	助産師を配置できる。
	実施担当者の職種は看護職である。
方法	利用者の自宅に赴いて、支援を行う手段がある。
	訪問時、安全面・衛生面に十分配慮できる体制がある。

（別表２）自己負担額

種　別		料金
宿泊ケア	市民税課税世帯	１日につき　2,500 円
	市民税非課税世帯 生活保護世帯	１日につき　1,250 円
デイケア	市民税課税世帯	１日につき　2,000 円
	市民税非課税世帯 生活保護世帯	１日につき　1,000 円
訪問ケア	市民税課税世帯	１回につき　1,000 円
	市民税非課税世帯 生活保護世帯	１回につき　500 円

※宿泊ケアにおいて、複数の施設を連続して利用する場合、重複する日（前に利用した施設における最終日、また、後に利用した施設における初日）について、利用者は、１日分の自己負担額を各事業者に支払うものとする。

※事業者の設定する利用料が、市の委託料の上限を超える場合、差額分は利用者が別途負担するものとする。ただし、事業者は利用者に利用前に説明し、承諾を得ること。

（別表３）委託料の上限

種　別	１日（回）目	２日（回）目以降	
宿泊ケア	１日につき　29,000 円	市民税課税世帯	１日につき　26,500 円
		市民税非課税世帯 生活保護世帯	１日につき　27,750 円
デイケア	１日につき　19,000 円	市民税課税世帯	１日につき　17,000 円
		市民税非課税世帯 生活保護世帯	１日につき　18,000 円
訪問ケア （交通費を含む）	１回につき　12,000 円	市民税課税世帯	１回につき　11,000 円
		市民税非課税世帯 生活保護世帯	１回につき　11,500 円

※宿泊ケアにおいて、複数の施設を連続して利用する場合、重複する日（前に利用した施設における最終日、また、後に利用した施設における初日）について、市長は１日分の委託料を各事業者に支払うものとする。

（別表４）多胎児加算に係る委託料の上限

<table>
<tr><th>種　別</th><th>１回（日）目</th><th>２日（回）目以降</th></tr>
<tr><td>宿泊ケア</td><td rowspan="3">事業者の設定する
利用料</td><td>１日につき　5,000 円</td></tr>
<tr><td>デイケア</td><td>１日につき　3,000 円</td></tr>
<tr><td>訪問ケア
（交通費を含む）</td><td>１回につき　2,000 円</td></tr>
</table>

※2 日（回）目以降について、事業者の設定する利用料が市の委託料の上限を超える場合、差額は利用者が別途負担するものとする。ただし、事業者は利用者に利用前に説明し、承諾を得ること。

別記様式第１号（第２条関係）

新潟市産後ケア事業実施事業者指定申請書（新規・変更）

年　　月　　日

（宛先）新潟市長

（申請者）事業者名

所在地

代表者氏名

連絡先

新潟市産後ケア事業実施要綱第２条第２項・第５項に基づき、実施事業者の指定について（新規・変更）申請します。

<table>
<tr><td colspan="2">指定項目</td><td colspan="2">☐ 宿泊ケア　☐ デイケア　☐ 訪問ケア</td></tr>
<tr><td rowspan="2">施設情報</td><td colspan="3">名 称</td></tr>
<tr><td colspan="3">所在地
電話　（　　）</td></tr>
<tr><td>産後ケアで実施する内容</td><td colspan="3">実施する内容をすべて☑すること
☐ 産後の母体管理及び生活面の指導、
☐ 乳房手当、乳房トラブルに関する相談
☐ 授乳方法
☐ 沐浴方法
☐ 発育・発達に関する事
☐ 体重・排泄の観察栄養指導
☐ スキンケアに関する相談
☐ 母の不安等に関する相談
☐ 在宅等での子育てに関する相談及び指導
☐ その他必要とする保健指導</td></tr>
<tr><td colspan="2">受入可能月齢</td><td colspan="2">０か月～（　　）か月未満</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施体制</td><td rowspan="2">管 理 者</td><td colspan="2">氏 名</td></tr>
<tr><td colspan="2">職 種</td></tr>
<tr><td>サービス提供者</td><td>人数</td><td>保健師　　人
助 産 師　　人
看護師　　人
その他　　人　（職種　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用料
（１日（回）あたり）</td><td colspan="2">宿泊ケア　　円　（多胎児加算　　円）
デイケア　　円　（多胎児加算　　円）
訪問ケア　　円　（多胎児加算　　円）</td></tr>
<tr><td>特記事項</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>変更内容
※変更の場合のみ</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

１．　宿泊ケアを実施する事業者は、確認欄にチェックを付けてください。

項目	項目の基準	確認欄
業務実施体　　制	管理者を１名配置できる。	
	助産師・保健師・看護師のいずれかを１名以上配置できる。	
	看護職を２４時間常駐することができる。	
	出産後４か月頃までの、母子を受け入れる際、助産師の配置ができる。	
	緊急時も施設が無人とならずに体制を確保できる。	
	事故や災害等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定めている。	
運営基準	利用人員は２０名を上限としている。	
	食事の提供を３食できる。	
	食品衛生に十分配慮している。	
	利用期間中は身体回復に配慮したもの。また、帰宅後の生活の参考になるような食事提供ができる。	
設備基準	ベッド又は寝具を備えた居室がある。	
	居室が相部屋の場合、月齢の組み合わせ等配慮し、パーテーション等により母子ごとに占有区画を設けることができる。	
	カウンセリング室がある。	
	乳児の保育を行う部屋がある。	
	入浴施設及び沐浴施設がある。	
	換気・採光・照明・防湿及び防水・排水設備を有する。	

２．　デイケアを実施する事業者は、確認欄にチェックを付けてください。

項目	項目の基準	確認欄
業務実施体　　制	管理者を１名配置できる。	
	助産師・保健師・看護師のいずれかを１名以上配置できる。	
	出産後４か月頃までの、母子を受け入れる際、助産師の配置ができる。	
	緊急時も施設が無人とならに体制を確保できる。	
	事故や災害等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定めている。	
運営基準	食事の提供を１食できる。	
	食品衛生に十分配慮している。	
	利用期間中は身体回復に配慮したもの。また、帰宅後の生活の参考になるような食事提供ができる。	
設備基準	ベッド又は寝具を備えた居室がある。	
	カウンセリング室がある。	
	乳児の保育を行う部屋がある。	
	沐浴施設がある。	

３．　訪問ケアを実施する事業者は、確認欄にチェックを付けてください。

項目	項目の基準	確認欄
業務実施体　　制	管理者を１名配置できる。	
	助産師を配置できる。	
	実施担当者の職種は看護職である。	
方　　法	利用者の自宅に赴いて、支援を行う手段がある。	
	訪問時、安全面・衛生面に十分配慮できる体制がある。	

（添付書類）

宿泊ケア、デイケアを実施する事業者については、居室・カウンセリング室・保育室・入浴・沐浴設備がわかる平面図

医療法に定める病院・診療所・助産所以外の場合、有資格者の免許証等の写し（管理者の原本照合を行ったもの）

別記様式第２号（第２条関係）

第　　号の２
年　　月　　日

様

新　潟　市　長　　印
（担当　新潟市　　課）

新潟市産後ケア事業実施事業者指定（承認・否承認）通知書

年　　月　　日付で申請のあった新潟市産後ケア事業の指定について、新潟市産後ケア事業実施要綱第２条第３項に基づき、次のとおり　（承認・否承認）したので通知します。

事業者名	
住　　所	
指 定 日	
指定種別	宿泊ケア・デイケア・訪問ケア

※委託料については、委託契約書に記載。

別記様式第３号（第２条関係）

新潟市産後ケア事業実施事業者辞退届

年　　月　　日

（宛先）新潟市長

（申請者）事業者名

所在地

代表者氏名

連絡先

新潟市産後ケア事業実施要綱第２条第６項に基づき、以下のとおり指定を辞退しますので届け出ます。

事業者名	
住　　所	電話番号　　（　　）
辞 退 日	
辞退種別	宿泊ケア・デイケア・訪問ケア

別記様式第４号（第７条関係）

新潟市産後ケア事業利用申請書

年　　月　　日

（宛先）新潟市長

新潟市産後ケア事業の利用について、以下のとおり申請します。

（注）表面及び裏面の太枠内と右上の日付をご記入ください。

申請者（利用者）	フリガナ		生年月日	年　　月　　日 （　　歳）
	氏　名			
	住　所	※住民票のある住所地をご記入ください。 （〒　　－　　）新潟市　　区		
	電話番号	※平日昼間にご連絡のつく電話番号をご記入ください。	※どちらかに〇をつけてください 予定日/出産日	年　　月　　日
世帯構成（利用者は除く）	氏名		続柄	生年月日
				年　　月　　日
				年　　月　　日
				年　　月　　日
				年　　月　　日
世帯区分	※該当する項目に☑を入れてください。 □①市民税課税世帯 □②生活保護世帯・市民税非課税世帯			
利用希望種別	※申請時点で利用を考えている種別に☑を入れてください。 □宿泊ケア □デイケア □訪問ケア			

＜同意書＞　私は新潟市産後ケア事業に関し下記の項目に同意します。

□　１　利用決定のため、新潟市が申請者及び児の住民基本台帳等を確認すること

□　２　世帯区分②の場合、利用者及び世帯構成員全員の生活保護適用の有無または、市民税非課税世帯であるか所得状況を関係部署に照会すること
また、照会によっても確認ができない場合、関係書類を提出すること

□　３　新潟市が養育状況確認のために申請者に連絡をすること及び今後の保健福祉サービスにつなげるため、医療機関や新潟市が情報を共有すること

※上記項目について同意する場合、チェックボックスに☑を付けてください。

⇒裏面の記入もあります

【新潟市記入欄】

□対象要件として適当か確認済

＜備考＞

年　　月　　日　　確認者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

現在の状況についてお伺いします。	新潟市記入欄
１．利用者（妊産婦）の体調について ①　分娩施設の名称⇒（　　） ②　現在、体調不良はありますか⇒□はい・□いいえ （具体的に　　） ③　治療中の疾患はありますか⇒□はい・□いいえ （疾患名　　） ④　治療中の疾患がある場合、主治医に産後ケア事業の利用を確認していますか⇒□はい・□いいえ ⑤　今後の体調について心配はありますか⇒□はい・□いいえ （具体的に　　）	□出産後の身体的な不調や回復の遅れがあり、休養が必要である □出産後の健康管理について、保健指導が必要である ※産後ケアの利用が可能であることを主治医に確認できていない場合には対象外 ※母親に入院加療や医療的介入が必要である者は対象外（医師により産後ケアの利用が可と判断されているものは除く）
２．育児について ①　現在、育児に関して困っていることはありますか ⇒□はい・□いいえ （具体的に　　） ②　今後の育児に関して心配はありますか⇒□はい・□いいえ （具体的に	□育児に関しての困りや不安がある
３．乳児の体調について（出産後の申請者のみ回答ください） ①　出生時の体重⇒（　　g）（　　g）（　　g） ②　治療中の疾患はありますか⇒□はい・□いいえ （疾患名　　） ③　治療中の疾患がある場合、主治医に産後ケア事業の利用を確認していますか⇒□はい・□いいえ	※乳児に入院加療や医療的介入の必要がある者は対象外（医師により産後ケアの利用が可と判断されているものは除く）
家族の状況等について ①　家事・育児のサポートをしてもらえる人はいますか ⇒□はい・□いいえ （具体的に　　） ②　分娩施設等から利用を勧められましたか ⇒□はい・□いいえ （勧められた理由　　）	□家族等からの十分な育児、家事等の支援が受けられない □身体的・心理的不調、育児不安以外に特に社会的支援の必要がある

別記様式第５号（第７条関係）

第　　号の２
年　　月　　日

様

新　潟　市　長　　印
（担当　新潟市　　課）

新潟市産後ケア事業利用決定通知書

年　　月　　日付で申請のあった新潟市産後ケア事業の利用について、次のとおり決定したので通知します。

利用可能日（回）数	宿　泊　ケ　ア　　７日 デイケア・訪問ケア　　７（日・回）
自己負担額	宿泊ケア　１日あたり　　円 デイケア　１日あたり　　円 訪問ケア　１回あたり　　円

※利用できる期間は、児の月齢が６か月となる日の前日（低出生体重児の場合は修正月齢で６か月となる日の前日）までとなりますが、利用施設によって利用可能な子どもの月齢が異なりますので、施設にご相談ください。

※利用料は直接施設にお支払いください。概ね各サービスの自己負担額に利用日（回）数を加算した金額となります。ただし、新潟市産後ケア事業の規定するサービス内容以外の料金については全額自己負担となります。

※日程の変更（中止）は、利用予定日の前日１７時までに施設へ必ずご連絡ください。これを過ぎての利用日の変更（中止）は、キャンセル料が発生する場合があります。

※本決定通知書及び新潟市産後ケア事業利用管理票は大切に保管ください。万が一、紛失された場合は、こども家庭課へご連絡ください。

別記様式第６号（第７条関係）

第　　号の２
年　　月　　日

様

新　潟　市　長　　印
（担当　新潟市　　課）

新潟市産後ケア事業利用却下通知書

年　　月　　日付で申請のあった新潟市産後ケア事業の利用について、次により認定されませんでしたので通知します。

理由

別記様式第７号（第８条関係）

新潟市産後ケア事業延長利用申請書

年　　月　　日

（宛先）新潟市長

新潟市産後ケア事業の延長利用について、以下のとおり申請します。

（注）太枠内と右上の日付をご記入ください。

申請者（利用者）	フリガナ		生年月日	年　　月　　日 （　　歳）
	氏　名			
	住　所	※住民票のある住所地をご記入ください。 （〒　　－　　）新潟市　　区		
	電話番号	※平日昼間にご連絡のつく電話番号をご記入ください。	出産日	年　　月　　日
申請理由		※延長利用を希望する理由をご記入ください。		
利用希望種別 及び日（回）数		※宿泊ケア・デイケア・訪問ケア合わせて７日（回）が利用上限です。 ※種別に☑、(　)内に数字をご記入ください。 ☐宿泊ケア（　　日）　☐デイケア（　　日）　☐訪問ケア（　　回）		

＜同意書＞　私は新潟市産後ケア事業に関し下記の項目に同意します。

☐　１　利用決定のため、新潟市が申請者及び児の住民基本台帳等を確認すること

☐　２　新潟市が養育状況確認のために申請者に連絡をすること及び今後の保健福祉サービスにつなげるため、医療機関や新潟市が情報を共有すること

※上記項目について同意する場合、チェックボックスに☑を付けてください。

【新潟市記入欄】

☐産後ケア事業延長利用申請アセスメントシート添付あり

＜備考＞

年　　月　　日　　確認者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別記様式第８号（第８条関係）

第　　号の２
年　　月　　日

様

新　潟　市　長　　印
（担当　新潟市　　課）

新潟市産後ケア事業延長利用決定通知書

年　　月　　日付で申請のあった新潟市産後ケア事業の延長利用について、次のとおり決定したので通知します。

利用可能日（回）数	宿泊ケア　　日 デイケア・訪問ケア　　日（回）
自己負担額	宿泊ケア　１日あたり　　円 デイケア　１日あたり　　円 訪問ケア　１回あたり　　円

※利用できる期間は、児の月齢が６か月となる日の前日（低出生体重児の場合は修正月齢で６か月となる日の前日）までとなりますが、利用施設によって利用可能な子どもの月齢が異なりますので、施設にご相談ください。
※利用料は直接施設にお支払いください。概ね各サービスの自己負担額に利用日（回）数を加算した金額となります。ただし、新潟市産後ケア事業の規定するサービス内容以外の料金については全額自己負担となります。
※日程の変更（中止）は、利用予定日の前日１７時までに施設へ必ずご連絡ください。これを過ぎての利用日の変更（中止）は、キャンセル料が発生する場合があります。
※本決定通知書及び新潟市産後ケア事業利用管理票は大切に保管ください。万が一、紛失された場合は、こども家庭課へご連絡ください。

別記様式第９号（第７条関係）

第　　号の２
年　　月　　日

様

新　潟　市　長　　印
（担当　新潟市　　課）

新潟市産後ケア事業延長利用却下通知書

年　　月　　日付で申請のあった新潟市産後ケア事業の延長利用について、次により認定されませんでしたので通知します。

理由

別記様式第１０号（第１０条関係）

①　新潟市産後ケア事業利用管理票（宿泊ケア）

利用者氏名		決定通知書番号	第　　号の２	自己負担額	円

※産後ケアの利用は新潟市と産後ケア事業の委託契約を行っている施設に限ります。
※利用可能日（回）数を超えた場合は、利用料が全額自己負担となります。新潟市産後ケア事業を利用する際は、必ず利用施設に本管理票を提出し、利用日及び利用施設名を利用施設から記載いただいてください。

利用日数	利用日	利用施設名	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			

＜委託事業者の皆様へ＞
本管理票は徴収時の記入を原則とし、口座振替など、徴収時の記載が困難な場合はあらかじめ請求時に記入ください。
初回利用時、利用者様より無料チケットの提出があったら、利用日・利用施設が記載されていることを確認し、無料チケットを回収してください。無料チケット分の自己負担額は多胎児加算料を含めて０円となります。

②　新潟市産後ケア事業利用管理票（デイケア・訪問ケア）

利用者氏名		決定通知書番号	第　　号の２	自己負担額	円

※産後ケアの利用は、新潟市と産後ケア事業の委託契約を行っている施設に限ります。
※利用可能日（回）数を超えた場合は、利用料が全額自己負担となります。新潟市産後ケア事業を利用する際は、必ず利用施設に本管理票を提出し、利用日及び利用施設名を利用施設から記載いただいてください。

利用日（回）数	利用日	利用施設名	備考
1			□ デイケア □ 訪問ケア
2			□ デイケア □ 訪問ケア
3			□ デイケア □ 訪問ケア
4			□ デイケア □ 訪問ケア
5			□ デイケア □ 訪問ケア
6			□ デイケア □ 訪問ケア
7			□ デイケア □ 訪問ケア

＜委託事業者の皆様へ＞
本管理票は徴収時の記入を原則とし、口座振替など、徴収時の記載が困難な場合はあらかじめ請求時に記入ください。
初回利用時、利用者様より無料チケットの提出があったら、利用日・利用施設が記載されていることを確認し、無料チケットを回収してください。無料チケット分の自己負担額は多胎児加算料を含めて０円となります。

別記様式１１号（第１０条関係）

第　　号の２

年　　月　　日

様

新　潟　市　長　　印

（担当　新潟市　　課）

新潟市産後ケア事業利用取消通知書

年　　月　　日付で申請のあった新潟市産後ケア事業の利用について、次により取り消されましたので通知します。

理由